

第72回淀川水系流域委員会2008年2月11日

淀川水系河川整備計画における 河川環境の保全と再生について （意見）

淀川水系流域委員会委員
竹門康弘

平成15年流域委員会提言

川づくり理念

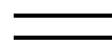
- 淀川水系がもつ多様な価値の復活
- 淀川水系の自然・文化の継承
- 「治水・利水中心」から「河川・湖沼の環境保全・回復重視」へ転換

平成19年河川整備計画原案

基本的考え方

- 水・生物・ひと・まちなどの関係をつなぐ
- 健全な生態系をめざし、川が川をつくることを手伝う
- 洪水被害の頻度と深刻さの軽減をハード・ソフト両面で推進し、流域全体の安全度向上のため上下流バランスを確保
- 節水型社会をめざし、既存水資源開発施設の運用見直しと水需要抑制を図るが、逼迫地域については新規水源確保
- 川でなければできない利用、川に活かされた利用をめざす

現状認識



現状の課題

- 環境** 河道整備，ダム堰，流量・水位調節による生息域・連続性の喪失や環境の悪化，大量生産・消費活動による水循環阻害，水質負荷の増大，外来生物問題，ゴミ投棄問題
- 治水** 連続堤防による遊水機能の低下とピーク流量の増加
沖積平野への人口資産の集中→洪水時被害の増大
堤防強化の必要性，治水安全度の地域差，防災意識の低下
高潮の危険性，地震津波対応
- 利水** 近年の降水量減少傾向にともなう渇水頻発化の傾向
過大な需要予測による利用実績との乖離
利水ダム・堰による水温・水質・流況の変化
節水意識の低下と水や川に対する畏敬・愛着の喪失
海外の水資源依存による国際レベルの水収支不均衡
渇水逼迫地域，反復利用に伴う水質事故の危険性
- 利用** 高水敷の運動公園施設，人工構造物による景観や環境の劣化
河川敷の不法占有，ゴミ投棄，水上バイク問題，舟運，漁業

平成19年河川整備計画原案で反映が不十分な 基本認識

総合的判断

環境・治水・利水を個々に考えるのではなく、水・生物・人を含めた総体＝生態系として捉え、その多様な価値を活かすために、予防原則と総合的判断に基づく川づくりを行なう。

平常時の川や湖の機能活用

自然と人の歴史を見据え、洪水・渇水などの非常時中心の計画から、平常時の川や湖の機能を活かす計画づくりに転換する。

治水・利水の流域対応による川づくり

主体的な住民参加による川づくり

戦略的計画アセスメントと順応的管理の導入

複数案の比較評価の視軸として、計画アセスを検討する。川と流域の状況をつねに把握し、事業の効果や影響を評価しつつ、社会情勢の変化や価値観の転換をフィードバックする。

平成15年の流域委員会提言 河川環境の理念

○ 環境を生態系として捉える

食物連鎖, 物質循環, エネルギー転換を通じて, 水・物質・人が相互に
連関するシステムとして捉える

○ 環境容量を考慮する

生態系の健全性を持続させるためには, 大気, 海洋, 河川, 森林, 土
壌などの環境容量(環境収容力)を越えない利用を考える

○ 生物種を絶滅させない

生態系の機能をこれ以上低下させないために, その担い手である生物
種を絶滅させないこと

○ 身近な自然としての環境価値

体験学習, 環境学習の場, 癒し・安らぎの場としての意義を損なわない
よう, 川に親しみ, 学べる魅力ある川を実現する

平成15年の流域委員会提言の 河川環境計画の方針



平成19年河川整備計画原案の 河川整備計画の方針

○ 自然のダイナミズムの許容

侵食と堆積の繰り返しによる攪乱, 連続性, 河床形態の多様性など川の動的特性を復元する

環境計画の考え方は示されていない

○ 局所的な計画から流域的な計画への脱却

「川が川をつくる」のを手伝うという認識で「川のシステム」全体を回復するようにする

○ 水系ごとに河川環境保全と回復の目標を定める

1960年代前半の河川状態を参考に各河川の個性を把握し河川環境の目標(河川像)を定め
る

○ 水位管理の方針

琵琶湖や貯水ダムの制限水位の変更時期について, 現行の画一的な操作規則を定期的
に見直し, 環境に応じた適切なものに改善する

○ 流域一体的な水質管理

水質基準遵守だけの方針 → 快適, 安心, 豊かな生態系維持するための水質管理へ, 点源
負荷対策に面源負荷対策を加える

○ 治水計画: 低水路の蛇行許容

○ 利水計画: 攪乱や変動を加味した環境流量設定

○ 利用計画: 地域固有の生態系に配慮した, 放流に頼らない漁業, 外来魚の放流規制

平成19年河川整備計画原案における 河川環境整備の具体的方針

- (1)モニタリングの実施・公表:多自然型川づくりの評価,事業実施後のモニタリング
- (2)関係機関との連携・河川管理者以外の管理施設への対応:淀川環境委員会,琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度,木津上流河川環境研究会,猪名川自然環境委員会の助言と関係機関との連携
- (3)研修等の実施:生物や生物の生育・生息環境等に関する専門知識の職員研修
- (4)河川の横断形状の修復:ワンド,タマリ,ヨシ原,砂礫河原,干潟などの水辺移行帯
- (5)河川の縦断形状の修復・本川支川の連続性:堰,落差工における連続性確保事業
- (6)琵琶湖の水域・陸域の連続性確保:内湖,水田との連続性確保
- (7)水位操作:淀川大堰と瀬田川洗堰の環境を配慮した水位操作
- (8)環境流量の検討:正常流量の見直しとフラッシュ放流操作
- (9)水質対策:琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立と淀川流域の水物質循環 機構の調査研究,ダム湖の水質保全対策,
- (10)土砂移動の連続性確保:総合土砂管理方策としてのダム堆砂対策,砂防施設整備
- (11)希少種保全対策:ナカセコカワニナ,イタセンパラ,オオサンショウウオ,外来種対策など
- (12)工事の施工方法における配慮:横断,縦断の連続性,生育・生息環境への配慮

結論:計画アセスメントの視軸が抜けているおり,個々の事業が孤立している